設置までに何をすればいいのか?

5-1 設置までの流れ

申請先が、県の場合の流れ等を記載してい ます。各市の具体的な取扱いは、各市役所 にお問い合わせください (p.66 ~ 68)。

設置に許可申請が必要な広告物について、設置までの流れは次のとおりです。

設置計画

事前相談

- ・設置する場所の規制地域や設置基準を確認の上、計画してください。
- ・他法令注1に基づく規制がある場合は、他法令の事前相談も同時期に 行う必要があります。

許可申請 (5-2参照)

・申請書に必要な書類を添付の上、2部(正・副)提出ください。

(審査・許可)

- ・基準に適合しない内容などに対して、修正がある場合があります。
- ・県土木事務所への申請の場合、標準処理期間は25日となっています。 (土日祝を含む。補正の期間中は除きます。)
- ・許可された場合、通知と許可証票(銀シール)が郵送で交付されます。
- ・許可が認められない場合は、不許可の決定通知が送付されます。

工事施工、設置完了

- ・許可期間が開始してから、広告物の設置ができます。
- ・設置が完了したら、交付した許可証票(銀シール)を見やすい場所に 貼り付けてください。
- ・はり紙、はり札、広告旗、立看板については証印を押印します。

<証票(銀シール)>



<証印>

変更·更新·除却等 (6-1参照)

・許可された内容に変更が生じたとき、許可期間を更新するとき、除却 したときには申請が必要です。

■注1 他法令に基づく規制

- ・屋外広告物制度以外にも法令により定められた規制があり、手続が必要な場合があります。
- ・主なものをご紹介します。

手続	内容	窓口	
道路占用許可申請	道路上に広告物を設置する場合	道路管理者(国・県・市・町)	
道路使用許可申請	工事等で道路を使用する場合	所轄警察署交通課	
工作物確認申請	高さが4mを超える広告物の場合など	指定確認検査機関等	
自然公園における申請	自然公園区域内に広告物を設置する場合	県自然保護課等	
地区計画の区域内における 行為の届出書	屋外広告物の設置が届出対象となって いる場合	都市計画担当課(市・町)	

5-2 許可申請

■ 許可申請に必要な提出書類(2部:正本1部、副本1部)

- ・設置場所により提出書類、申請先が異なります。
- ・町に設置する場合は、下表の書類を添付してください。
- ・市に設置する場合は、必要な書類が異なる場合があるため、各市のホームページ等でご確認ください (連絡先は p.66 \sim 68)。

NO.	種類	備考			
1	許可申請書	・記名押印又は本人による署名が必要			
	(施行規則様式第1号の4)	・法人による申請(記名押印)の場合、代表者印が必要			
2	案内図	・住宅地図等 ※案内図板の場合、設置場所、案内する事業所等の場所、設置場所 から案内先への経路・距離、案内図を表示する方向を記入してく ださい。			
3	仕様書・設計図	・高さ・面積・構造のわかるもの			
4	色彩・意匠を表す図面	・仕様書・設計図と兼ねても可 ※案内図板の場合、案内表示部分及び写真・絵の部分を図示し、それぞれの面積、地の色彩をマンセル値で記入してください。			
5	設置場所のカラー写真	※案内図板の場合、隣接する看板との相互間距離が確保されている ことがわかるもの			
6	静岡県収入証紙	·広告物の種類や面積により金額が異なります。注2			
以下は記	以下は該当する場合のみ添付してください				
7	使用承諾書の写し	・他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合			
8	道路占用許可証の写し	・道路を占用する場合			
9	工作物確認済証の写し	・高さが 4m を超える広告物が対象 (確認済証がない場合は、申請先にご相談ください)			
1 0	堅ろうな広告物等の管理者 設置届 (施行規則様式第6号)	・高さが 4m を超える広告物が対象 ・管理者になるためには、必要な資格があります。 ^{注3} ・資格証のコピーを添付			

■注2 手数料、許可期間

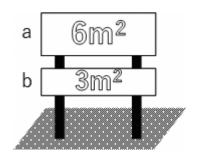
- ・屋外広告物の種類と表示面積に応じた手数料の金額を、申請時に納付する必要があります。
- ・静岡県収入証紙は、県総合庁舎、市役所、町役場の窓口のほか、郵送でも購入が可能です。

区分	種類	金額	許可期間 (上限)
第1種	広告板、広告塔など(第3種除く)	5 ㎡ごとに 1,330 円	2年
第2種	はり札、のぼり、立て看板	1枚ごとに 130円	30 日
第3種	照明装置のある広告物	5 ㎡ごとに 1,590 円	2年
第4種	はり紙	100 枚ごとに 390 円	30 日
第5種	電柱等への巻き付け広告物など	1個(1組) 260円	2年

・第1種、第3種の広告物で、工作物確認のある場合は、許可期間は3年にすることができます。 この場合、手数料の金額は単価が1.5倍(それぞれ1.995円、2.385円)となります。

●手数料算出事例

〈例1〉



【a と b の広告主が同一の場合】…合計面積に対する手数料 6㎡ + 3㎡ =9㎡

面積の1の位を5の単位で切上げて計算

 9 m^2 → 10 m^2 · 10 m^2 ÷ 5 m^2 × 1,330 円 =2,660 円

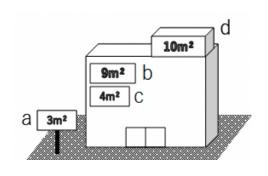
【a と b の広告主が異なる場合】…それぞれの手数料

a 6m^2 → 10m^2 · 10m^2 ÷ 5m^2 × 1,330 円 =2,660 円

b $3 \text{m}^2 \rightarrow 5 \text{m}^2$ $5 \text{m}^2 \div 5 \text{m}^2 \times 1{,}330$ 円 =1,330 円

合計 2,660 円 + 1,330 円 = 3,990 円

〈例2〉異なった種類の広告の同時申請



種類ごとの面積によりそれぞれ算出。

a (野立) $3m^2 \rightarrow 5m^2 \cdot 5m^2 \times 1,330$ 円 =1,330 円

b、c (壁面) $9m^2 + 4m^2 = 13m^2$

 13m^2 → 15m^2 15m^2 ÷ 5m^2 × 1,330 円 =3,990 円

d (屋上) 10m²→10m² 10m²÷5m²×1,330円=2,660円

合計 1,330 円 + 3,990 円 + 2,660 円 = 7,980 円

■注3 堅ろうな広告物

- ・高さが4mを超える広告物を堅ろうな広告物と言います。
- ・安全性の確保を目的として、設置する際は工作物確認が必要となります。既設の物件に表示 する場合で確認済証がない場合は、申請先に御相談ください。
- ・次のいずれかの資格を持つ管理者を設置し、申請時に設置届を提出する必要があります。
- ①静岡県知事の登録を受けた屋外広告業者
- ②屋外広告士
- ③屋外広告物講習会修了者(全国どこの自治体の講習会修了者でも可)
- ④広告美術仕上げ技能士等

点検者の資格要件とは 異なります(p.44)

※屋外広告物講習会

- ・各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する業務主任者に関する講習会。
- ・県内で営業を営む屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を置かなければならず、屋外広告物 講習会の修了者は、業務主任者となることができます。
- ・静岡県内での例年の開催時期は以下のとおりです。詳しくは HP をご覧ください→ 【静岡県】…11 月頃、【静岡市】…1 月頃、【浜松市】…6~7月頃



URL: https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029826.html#group1